

介護保険負担限度額認定制度に関するQ & A 2026年6月9日更新

番号	大分類	中分類	Q & Aの見出し
1	制度	内容	制度について
2	制度	内容	軽減措置の内容
3	制度	対象	制度受ける条件
4	制度	世帯基準日	世帯基準日
5	制度	料金	非該当の場合の施設利用料
6	制度	広報	制度の周知方法
7	申請	提出先	申請場所はどこか
8	申請	申請時期	サービス利用者以外の申請の必要性
9	申請	課税状況	課税状況の知り方
10	申請	転入	町田市へ転入してきた方
11	申請	代筆	申請の代筆
12	申請	代筆	代筆できる人の範囲
13	申請	代理申請	代理申請者の氏名、連絡先
14	申請	代理申請	後見人の対応について
15	申請	代理申請	ケアマネージャー、施設相談員の代理申請
16	申請	理由	同意が必要な理由
17	申請	配偶者	内縁に関して
18	申請	配偶者	配偶者が行方不明、DV被害により避難の場合の記入時の注意点
19	申請	不備取扱	申請時の書類不備の取扱い
20	申請	不備取扱	書類不備により手続きが遅れた場合の軽減措置を受け始められる時期
21	申請	マイナンバー	マイナンバー（個人番号）がわからない
22	所得	申請要件	所得要件とは
23	所得	世帯の考え方	世帯の範囲
24	所得	世帯変更	結婚等により世帯が変更になった
25	所得	世帯変更	配偶者と離婚や死別で、課税状況が変更になった
26	所得	未申告	未申告の相談
27	所得	条件	非課税年金の受給額がわからない
28	所得	条件	課税年金の受給額、合計所得金額がわからない

介護保険負担限度額認定制度に関するQ & A 2026年6月9日更新

番号	大分類	中分類	Q & Aの見出し
29	所得	条件	課税年金の受給額、合計所得金額がわからない
30	資産	条件	資産要件とは
31	資産	条件	資産要件を超えている場合の申請
32	資産	条件	申請前に多額の預貯金を下ろした場合
33	資産	条件	資産が減って、資産要件以下になった場合
34	資産	市への申告	認定を受けている途中で、資産要件を超えた場合
35	資産	市への申告	認定者死亡後に資産要件を越える金額があることが判明した場合
36	資産	市への申告	うっかりして、申告し忘れた資産があった場合
37	資産	添付資料	通帳以外の資産を証明できる書類がない場合
38	資産	添付書類	生活保護受給者の添付書類
39	資産	添付資料	株や信託などの資料
40	資産	添付資料	インターネットバンクの資料
41	資産	添付資料	金・銀などの時価評価額の計算
42	資産	生命保険	生命保険等はなぜ資産に入らないのか
43	資産	負債	負債を証明する資料
44	資産	負債	自営業等による負債の取扱い
45	資産	負債	借用書がない負債の証明
46	通帳	条件	通帳が複数ある場合
47	通帳	条件	昨年度に通帳の写しを提出したが今年も必要か
48	通帳	理由	記帳が直近2か月間の理由
49	通帳	記帳	地方に銀行があり記帳ができない場合
50	通帳	記帳	残高証明も提出できない場合
51	通帳	記帳	全く使っていない通帳の取扱い
52	通帳	記帳	通帳の印字が1行しかない場合
53	通帳	記帳	必要ない印字を見られたくない場合
54	通帳	紛失	通帳を紛失している場合
55	通帳	返却	提出した添付資料の返却について

# 介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A

2026年6月9日更新

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
1	制度	内容	制度を利用したいのですが、介護保険負担限度額認定とはどのような制度ですか。	⇒ ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）を利用している方や介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院に入所・入院をしている方の食費や滞在費を軽減する制度です。
2	制度	内容	介護保険負担限度額認定はどのような軽減がされるのですか。	⇒ 軽減できるものは食費と居住費になります。 軽減の利用者負担段階区分は、町田市ホームページ>医療・福祉>介護保険>介護サービスの利用者負担>介護保険負担限度額認定制度について（施設入所時の食費・居住費を軽減する制度）に記載されていますので、ご確認ください。
3	制度	対象	介護保険負担限度額認定を受けるには、何か条件はありますか。	⇒ 対象者は、次の条件をすべて満たす方になります。 (1) 本人及びその配偶者（内縁関係も含む）が市民税非課税であること (2) 本人と住民票上、同一世帯である方が市民税非課税であること (3) 資産要件が所得要件に応じた利用者負担段階ごとに設定される基準を超えていないこと ※認定後、資産が上記金額を超えた場合、対象外となりますのでご連絡ください。
4	制度	世帯基準日	介護保険負担限度額認定制度における世帯基準はいつ時点のものになりますか。	⇒ 市へ申請を行った日になります。
5	制度	料金	非該当（第4段階）になった場合は、施設利用料はどのくらいになりますか。	⇒ 利用されている施設により、施設設定額が決められていますので、各施設へお問い合わせください。
6	制度	広報	町田市として、負担限度額認定証の更新について、周知等を行っているのか。	⇒ 現在認定証をお持ちの方へ、6月頃に更新のお知らせを郵送しています。町田市ホームページ、広報まちだ7月号にもご案内を掲載しています。
7	申請	提出先	介護保険負担限度額認定申請の受付場所はどこですか。	⇒ 町田市いきいき生活部介護保険課への持参、郵送またはオンライン申請による受付を行っています。 (介護施設、高齢者支援センター、市民センターでは提出できません。)

# 介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A

2026年6月9日更新

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
8	申請	申請時期	現在、介護保険負担限度額認定を持っているが、介護保険施設へ入所・入院、ショートステイを利用していない場合については、申請をする必要がありますか。	⇒ 該当するサービスを利用していない場合は、急いで申請する必要はありません。申請した結果、基準に該当した場合は、申請月の1日から軽減措置を受けることができるため、サービス利用を開始してからの申請で問題ありません。ただし、月末や年末年始に申請する場合は、翌月申請にならないようご注意ください。
9	申請	課税状況	本人や配偶者の課税状況がわかりません。どのように知ることはできますか。	⇒ 毎年7月にお送りしている介護保険料決定通知書でも確認することができます。また、本年1月1日時点で町田市に住居登録があった場合は、市役所・市民センター等で課税（非課税）証明書を取得し確認することができます。本年1月1日時点で町田市に住居登録がなかった場合は、その時点で住所を有していた自治体へお問い合わせください。
10	申請	転入	最近町田市へ転入してきましたが、通常の申請方法とは異なりますか。	⇒ 1月1日時点で本人・配偶者等が町田市に住居登録されていなかった場合は、1月1日時点で住所を有していた自治体へ町田市から課税状況の照会をさせていただきます。（ただし、課税（非課税）証明書を提出していただいた場合は、照会するよりも早く認定結果をお出しできます。）
11	申請	代筆	申請書兼同意書は、必ず本人が記入する必要がありますか。	⇒ 本人以外に配偶者等の親族が代筆していただいてもかまいません。詳細は、以下に記載の「番号14 申請 代筆」をご参照ください。

# 介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A

2026年6月9日更新

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
12	申請	代筆	申請書兼同意書を代筆できる範囲について教えてもらえますか。	⇒ 基本的には本人の権限を代理する方であるため、後見人としています。後見人が就任しておらず、家族がその役割を果たしている場合は、家族でもかまいません。ただし、本人と続柄がわかる方（子どもや兄弟姉妹）が望ましく、その方が対応できない場合は、その配偶者でもかまいません。 優先順位 後見人 > 4親等以内の親族※ > 4親等以内の親族の配偶者 ※4親等以内の親族は、配偶者、子ども、兄弟姉妹、孫、甥、姪
13	申請	代理申請	申請書兼同意書の「③申請者・同意欄」は、誰の名前を書けばいいんですか。	⇒ 申請を代行する方の氏名、連絡先、本人との続柄を書いてください。
14	申請	代理申請	被保険者本人に配偶者はいるが、本人に後見人がついている。その場合に後見人として、どこまで対応することが望ましいですか。	⇒ 被保険者本人に後見人がついている場合であっても、配偶者の資産や同意欄を記入してもらうことになっています。そのため、後見人と配偶者が協力して対応していただく必要があります。
15	申請	代理申請	本人に親族がおらず、本人自身で申請ができない場合は、施設相談員又は介護支援専門員（ケアマネジャー）が代筆（代理申請）を行っていいですか。	⇒ 本人の意思確認を取った上で了解が得られれば、代筆も可能とします。その際は、添付書類の漏れがないように注意してください。代筆の際に不明な点がある場合は、町田市いきいき生活部介護保険課へご連絡ください。
16	申請	理由	どうして同意事項に同意しなくてはならないのですか。	⇒ 2015年度の介護保険負担限度額認定制度の改正に伴い、資産要件が追加され、制度の適正な運用を行うことが求められています。そのため、申請内容について、介護保険法第203条に基づき、金融機関等へ預金額の照会を行う場合があるため、すべての方へ一律に同意していただきます。
17	申請	配偶者	婚姻関係のない内縁関係や離婚しながら同居し夫婦生活を営む場合は、介護保険負担限度額認定の申請時の配偶者として取り扱いますか。	⇒ 内縁関係も含め、事実上、婚姻関係と同様の状態であれば、配偶者とみなしますので、申請書兼同意書の配偶者欄に記入をしてください。

# 介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A

2026年6月9日更新

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
18	申請	配偶者	本人の配偶者が行方不明になっている場合やDV被害により配偶者から避難している場合は、配偶者欄を記入しなくてもいいですか。	⇒ いかなる理由がある場合であっても配偶者がいる場合は、配偶者の氏名等を記入してください。 ただし、左記のような事情がある場合は、その旨がわかる書類を添付してください（書式は自由です）。行方不明の場合は、捜索願出証明で判断しますので、警察署から証明を受けてください。
19	申請	不備取扱	介護保険負担限度額認定の申請時に書類不備等があった場合は、どのように取り扱われますか。	⇒ 書類不備等が発覚した場合は申請を保留扱いとします。そのため、書類不備等が解消された時点から認定事務を進めます。 書類不備を解消するため、市から連絡します。 ただし、市から連絡をして1か月以上経っても、修正されない場合は、申請を取り下げた、とみなしますのでご了承ください。
20	申請	不備取扱	介護保険負担限度額認定の申請時に書類不備等があった場合で、保留扱いとなった場合に、いつから軽減措置を受けられますか。	⇒ 添付書類等が整った時点で、申請内容に基づき認定事務を行います。その結果、介護保険負担限度額認定の基準に該当する場合は、不備が解消された月ではなく、申請月の1日から軽減措置が受けられます。
21	申請	マイナンバー	マイナンバー（個人番号）がわからないので、個人番号欄に記載できません。それでも申請できますか。	⇒ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、原則、マイナンバーを記載する必要があります。 窓口申請時には、マイナンバー確認書類、身元確認書類の2点を提示してください。郵送申請時には、この写しを同封していただく必要があります。 認知症等によりマイナンバー確認書類を紛失して再発行ができないなど、特別な事情がある場合は、この限りではございません。
22	所得	申請要件	介護保険負担限度額認定の所得要件とはどのようなものですか。	⇒ 所得要件は、本人、配偶者、本人が属する住民票上の世帯員全員が非課税であることが条件となっています。
23	所得	世帯の考え方	同一住居（同一敷地内の別宅）に世帯を別とする親族がいる場合は、課税者がいる世帯として取り扱われますか。	⇒ あくまで、住民票上の同一世帯内に課税者がいるかどうかで判定しますので、世帯を別とする親族は、判定をする際の対象とはなりません。 ただし、配偶者に関してのみ、世帯が別であっても対象となりますので、ご注意ください。

介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A

2026年6月9日更新

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
24	所得	世帯変更	現在、介護保険負担限度額認定を持っている方が、結婚等により課税世帯になった場合は、申し出る必要はありますか。	⇒ 介護保険負担限度額認定の所得要件は、世帯が課税であるかで判定します。世帯状況に変更が生じた場合は、町田市いきいき生活部介護保険課まで申し出てください。
25	所得	世帯変更	市民税課税の配偶者がいたために、介護保険負担限度額認定が非該当となりましたが、配偶者が死亡した場合や配偶者と離婚した場合は、再度申請すれば対象となりますか。	⇒ 申請時現在で、本人及び同居の世帯員全員が非課税であり、資産要件に該当している場合は対象となります。軽減措置を受けられるのは申請月の1日時点からになります。
26	所得	未申告	収入申告をしていないため、未申告となっています。その場合であっても申請することはできますか。	⇒ 未申告の場合は、介護保険負担限度額認定の判定が、正しくできない場合がございますので、町田市役所2階にある市民税課へ申告をお願いします。その後、負担限度額認定の申請をしてください。
27	所得	条件	非課税年金の受給額がわからないので、年額82万6千5百円を超えるか超えないか、120万円を超えるか超えないかわかりません。	⇒ お支払いを受けている年金事務所に確認してください。 本人の前年の年金収入金額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が82万6千5百円以下と申請し、第2段階と決定された後に82万6千5百円を超えていたと判った場合、第2段階と第3段階①、第3段階②の差額のお支払いをお願いすることがございます。
28	所得	条件	課税年金の受給額、合計所得金額がわからないので、年額82万6千5百円を超えるか超えないか120万円を超えるか超えないかわかりません。	⇒ 7月にお送りしている介護保険料決定通知書又は課税（非課税）証明書を確認ください。 本人の前年の年金収入金額＋その他の合計所得金額－分離譲渡所得に係る特別控除額が82万6千5百円以下と申請し、第2段階と決定された後に82万6千5百円を超えていたと判った場合、第2段階と第3段階①、第3段階②の差額のお支払いをお願いすることがございます。
29	所得	条件	調べても課税（非課税）年金の受給額、合計所得金額等がわからなかったので年額82万6千5百円を超えるか超えないか、120万円を超えるか超えないかわからず、収入要件の選択肢を選ぶことができません。	⇒ 全くわからないのであれば空欄で構いません。お調べさせていただきます。
30	資産	条件	介護保険負担限度額認定の資産要件とはどのようなものですか。	⇒ 資産要件は、所得要件に応じた利用者負担段階ごとに基準が設定されています。 対象となる資産の範囲は、預貯金のほか、現金、有価証券、投資信託、金・銀などになります。基本的には金額が把握できるものです。ただし、貴金属の装飾物として使われているものは対象となりません。 また、個人の借入金などの証明書がある負債も資産要件に含まれます。

介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A

2026年6月9日更新

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
31	資産	条件	資産要件の基準を超える預貯金を持っていますが、申請する必要はありますか。	⇒ 申請しても、非該当（第4段階）となりますので、申請をする必要はありません。ただし、資産が減り、資産要件に該当する場合には、申請していただければ軽減措置を受けられます。
32	資産	条件	資産要件の基準以下になるよう預貯金を下ろした場合は、どうなりますか。	⇒ 預貯金額が基準以下になるよう預貯金を下ろした場合であっても、今回の資産要件には、現金が含まれるため、非該当になります。仮に目的も無く、基準に該当するよう預貯金を下ろして軽減措置を受けた場合は、町田市で事実を把握できた時点で、軽減措置を行った金額とその2倍の金額を返還していただきます。
33	資産	条件	申請日時点では資産要件により介護保険負担限度額認定の対象外であったが、資産が減少し、資産要件に該当するようになった場合は、再度申請すれば対象となりますか。	⇒ 対象となりますが、軽減措置を受けられるのは再申請をした申請月の1日時点になります。最初に申請した申請日までは遡って適用はしません。
34	資産	市への申告	介護保険負担限度額認定を受け、有効期間中に相続や結婚等により資産要件を超えた場合は、対象外となりますか。	⇒ 資産状況が基準を超える場合は、介護保険負担限度額認定の対象要件に該当しなくなるため、再度、基準を超えたことが確認できる通帳等のコピーの提出を行ってください。該当しなくなった場合は、申告月の翌月から介護保険負担限度額認定の対象外となります。
35	資産	市への申告	被保険者本人が死亡した後、本人の財産が資産要件を超える金額があることが判明しました。その場合は、軽減措置を受けた金額を返還する必要がありますか。	⇒ 死亡後に判明した場合は、町田市いきいき生活部介護保険課給付係にご相談ください。
36	資産	市への申告	うっかりして、申告し忘れた資産があった場合、どうすればいいですか。	⇒ 負担限度額認定証の有効開始日の属する1か月前からの明細が載っている資産状況を証明する書類を市まで提出してください。申告済みの金額に追加させていただきます。資産状況が基準を超える場合は、基準を超過した月の翌月から第4段階（非該当）に変更となります。
37	資産	添付資料	通帳以外の資産を証明できる書類がない場合は、通帳の写しだけ提出すればいいですか。	⇒ 資産が預貯金のみであればかまいませんが、それ以外の資産（タンス預金等）がある場合は、証明書がない場合であっても、預貯金とその概算額を加えた金額を記入してください。

介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A

2026年6月9日更新

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
38	資産	添付書類	生活保護を受給している場合においても、添付書類は必要ですか。	⇒生活保護を受給している場合は不要です。
39	資産	添付資料	株や信託など、日々価格が変動するものは、いつ時点の、どのような資料を提出すればいいですか。	⇒預貯金と同様に、申請日から直近2か月以内の資料が必要になります。資料としてはインターネットの取引などに関するページを印刷して提出してください。
40	資産	添付資料	インターネットバンクに預金している場合は、通帳の写しを取ることができませんが、どのような書類を添付すればいいですか。	⇒預金しているインターネットバンクへ残高証明の発行を依頼するか、インターネットで預貯金が表示されているページを印刷して提出してください。その際、銀行支店名、口座番号、名義人がわかるページも印刷して提出してください。
41	資産	添付資料	金・銀などの時価評価額について、どのような計算をすればいいですか。	⇒所有している金・銀などの重さに、申請時の金・銀などの取引金額を乗じた金額として計算してください。
42	資産	生命保険	資産要件の資産として含まれないものとして生命保険等と書かれているが、個人年金、学資保険は資産として勘案されますか。	⇒貯蓄性のあるものではありませんが、保障的な意味合いがあるため、資産要件の対象に含まれません。
43	資産	負債	負債を確認するための資料とはどのようなものですか。	⇒負債額を確認できる資料としては、借用書の写しなどになります。借用書の写し以外に、貸付額、返済期日、署名が書かれ、捺印されている書類など、借用書ではないものも負債として認められる場合があります。
44	資産	負債	自営業等による本人又は配偶者名義の借入金も負債額として認められますか。	⇒自営業等の借入金は負債として認めません。

介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A

2026年6月9日更新

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
45	資産	負債	カードローンなど、借用書がないものについては、どのような書類を添付したらいいですか。	⇒ カードローンの会社に負債額の証明書を発行してもらえようなら、その書類を添付してください。 証明書が発行してもらえない場合、銀行のカードローンであれば、利用明細書と通帳の写しの銀行名、支店名、口座番号、名義人が一致している場合は、認められる可能性があります。
46	通帳	条件	通帳が複数ある場合は、すべての通帳のコピーが必要になりますか。	⇒ すべての通帳のコピーが必要になります。
47	通帳	条件	昨年度に通帳の写しをは提出したが、今回も提出しなくてはならないのですか。	⇒ 年度ごとに判定が必要ですので、添付をお願いします。
48	通帳	理由	通帳の印字が、直近2か月間ではない場合は、記帳しなくてはいけいのですか。その理由を教えてください。	⇒ 必ず記帳をお願いします。 理由としては、年金支給が通常2か月ごとにあるので、収入や資産の直近状況を把握するために必要な期間であると考えられるためです。
49	通帳	記帳	通帳をすべて提出することになっているが、地方にある銀行で直近2か月間の記帳ができない場合はどうしたらいいですか。	⇒ その通帳の口座は現在も出入金があるか確認してください。出入金がある口座である場合は、残高証明の発行が可能か銀行に問い合わせてください。
50	通帳	記帳	銀行が近くにないため記帳ができません。また、銀行から残高証明を提出することができません。何か他の方法はございませんか。	⇒ 以下の条件が整っている場合は提出を可能とします。 ①2か月以前の記帳で、年金が振り込まれている部分は記載されている。 ②2か月以内にコンビニ等のATMで発行されるご利用明細の残高が記載されているものがある。 この場合についてのみ、通帳の銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページとあわせて、①と②を提出してください。
51	通帳	記帳	出入金が全くない通帳があるのですが、その場合の通帳も提出が必要ですか。また、その通帳は記帳ができないのですが、どうしたらいいですか。	⇒ 長期間出入金がない口座であっても提出は必要です。 また、出入金がないことが確実であれば、2か月以前の記帳でもかまいません。

# 介護保険負担限度額認定制度に関するQ&A

2026年6月9日更新

番号	大分類	中分類	想定質問	回答
52	通帳	記帳	通帳のコピーについて、直近2か月間の日付で印字がされていれば、印字されている行が1行のみでも大丈夫ですか。	⇒ そのような場合は、年金が振り込まれている口座か判断ができないため、前のページもコピーしてください。
53	通帳	記帳	通帳のコピーについて、印字を見られたくない。残高のみがわかるように消していいですか。(マスキングは可能か)	⇒ 日付、残高、年金収入の振込み状況がわかれば、他の印字は消していただいてもかまいません。 銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページは金融機関へ照会する際に必要となる資料となるため、印字は消さないでください。 なお、多額の現金を引き出している場合は、確認させていただく場合がございます。
54	通帳	紛失	通帳を紛失しているため、通帳のコピーを出せません。どのようにしたらいいですか。	⇒ 通帳の再発行をしていただくか、入出金明細の記載がある残高証明を添付してください。
55	通帳	返却	通帳等のコピーの資産状況を証明する書類について、市で確認した後、返却してほしい。	⇒ 資産状況を証明する資料を提出する理由は、介護保険法施行規則第83条の6第2項に基づいて提出することが、申請する条件となっています。また、提出された資料は、市で適正な手続きを行った根拠として保存をしておく必要があるため、返却することはできません。 保存に関しては、厳重に保管させていただきますので、ご理解ください。